

米の作付等に関する方針

1. 避難指示区域の取扱い

① 帰還困難区域

避難指示により区域内への立入りが制限されており、稲の作付・営農を行うことはできません。【作付制限】

② 居住制限区域（※1）

避難指示により区域内での営農が制限されており、一般の生産者の作付けはできません。可能な範囲で除染後農地の保全管理や市町村の管理の下で試験栽培を行います。【農地保全・試験栽培】

〔 ※1 地域の状況に応じて、作付再開準備を行うことも可能。 〕

③ 避難指示解除準備区域（※2）

営農の再開が可能であり、農地の除染等の状況に応じ、県及び市町村が管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培を行うことができます。

【作付再開準備】

〔 ※2 役場機能の移転等避難の状況により、きめ細かな管理が困難な市町村では、農地保全・試験栽培を行うことも可能。
また、除染の進捗状況によっては、全量生産出荷管理を行うことも可能。 〕

2. 避難指示区域外の取扱い

① 前年が作付再開準備の地域及び前年産米で基準値超過が検出された地域

吸収抑制対策を徹底しなければ基準値超過事例が発生する可能性が高いことから、県及び市町村が管理計画を策定し、吸収抑制対策を徹底した上で地域の米の全量を管理し、全袋検査を行います。【全量生産出荷管理】

② 前年が全量生産出荷管理の地域であって前年産米で基準値超過が検出されなかった地域及び前年産米で 50 Bq/kg を超える放射性セシウムが検出された地域（※3）

吸収抑制対策を徹底しなければ基準値超過事例が発生する可能性が否定できないことから、県の管理の下、農家単位で吸収抑制対策を徹底するとともに、全戸検査を行います。【全戸生産出荷管理】

③ その他の地域（※3）

必要に応じて吸収抑制対策を実施し、地域単位で抽出検査を行います。

〔 ※3 福島県では、稲を作付した農家を台帳に整理し、検査予定数量等を把握した上で全袋検査を行うことで、順次出荷が可能。 〕